- 1 国(地域)名:中華人民共和国
- 2 選挙権年齢(被選挙権年齢)と成人年齢(毛里:2012、大林・白水:2018を参照)
- (1) **選挙権年齢・法改正年**: 18歳。1954年憲法制定以後変化なし。現行の選挙は、1979年の新選挙法に基づく。
- (2)被選挙権年齢・法改正年:18歳。選挙権同様に憲法制定以後変化なし。
- (3) 成人年齢・法改正年:18歳。憲法制定以後変化なし。
- 3 社会系教科目の構造 (藤原: 2018、二宮: 2018、文部科学省: 2022 を参照)

# (1) 中国の学校教育制度

就学前教育は、幼稚園(幼児園)または小学校付設の幼児学級で、3~6歳の幼児を対象として行われている。義務教育は9年制で、1986年に義務教育法が成立し施行された。地域の事情を考慮し、地域別に段階的に実施されているが、2010年までに、全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。初等教育に関しては、小学校は一般に6年制である。義務教育法では入学年齢は6歳と定められている。中等教育に関しては、初級中学(3~4年)と、後期中等教育機関として高級中学(3年)と職業中学(2~3年)などがある。高等教育に関しては、大学(大学・学院)があるが、学部レベル(4~5年)と、短期(2~3年)の専科がある。以上を図式化したものが、次の図1である。

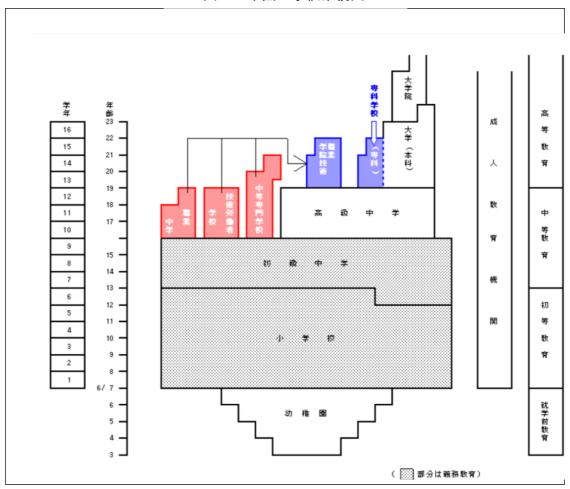


図1 中国の学校系統図1)

# (2) 社会系教科目の構造

沈暁敏(2015)によると、中国の小中高の社会系教科は、2001年に公布された教育課程基準によって一層総合化され、公民教育化が進んだ。それを整理したものが表1である。沈によると、それまでの、小学校 $1\sim2$ 年の「思想品徳」と「自然」が「品徳と生活」に、 $3\sim6$ 年の「思想品徳」と「社会」が「品徳と社会」に、中学校では、 $1\sim3$ 年「歴史」「地理」の両者を統合して、「歴史と社会」に再編した。

義務教育段階に関しては、道徳及び社会系の教科として、「品徳と生活」、「品徳と社会」、「思想品徳」がある。小学校第1学年~2学年は「品徳と生活」、3学年から6学年が「品徳と社会」、初級中学の7学年~9学年が「思想品徳」となっている。また、初級中学には総合型の「歴史と社会」、あるいは分科型の「歴史」「地理」がある。高級中学については、人文・社会領域については「思想政治」と「歴史」が、人文・社会と科学をまたがる領域に「地理」がある。「思想政治」の中には、科目として「政治」、「経済」、「文化」、「哲学」が設置されていた。

÷	思想政治						
高校	政治	経済	文化	哲学	歴	史	地理
中	思想品德			分科	<b>斗型</b>	総合型	
中学校				歴史	地理	歴史と 社会	
小学	3-6年 品徳と社会						
学	1-2年 品徳と生活						

表 1 中国の国家教育課程における徳育・社会科の構成(2001年) 2)

2016年に「青少年法治教育大綱」が示され、小・中・高の道徳系教科が、法治教育を行う専門の科目として位置付けられることになった。そのため、「品徳と社会」と「思想品徳」の教科書名が「道徳と法治」と改められた。高級中学については、「思想政治」の中で「政治と法治」という必修科目、「法律と生活」という選択科目が新設された。

# 表 2 「青少年法治教育大綱」(2016年版)

- 一. 青少年向けの法治教育を行う重要性と緊迫性
- 二. 青少年向けの法治教育の指針と作業要件
- (一) 指針、(二) 作業要件
- 三. 青少年向けの法治教育の目標
- (一) 全体目標、(二) 段階目標
- 1. 義務教育段階:小中、2. 高校教育段階、3. 高等教育段階
- 四. 青少年向けの法治教育の内容構成
- (一) 全体内容、(二) 段階的な教学の内容と要求
- 1. 義務教育段階:小中、2. 高校教育段階、3. 高等教育段階
- 五. 青少年向けの法治教育の実施方法

#### (一) 学校教育

- 1. 特別カリキュラム、2. 教学方法、3. 多様な学科の協力、4. 主題学習、5. 学校における法治文化の建設、6. 生徒の自己教育
- (二) 社会教育
- 1. 社会実践の教育、2. 国家機関と社会の力の参加、3. インターネット資源の開発
- (三) 家庭教育
- 六. 青少年向けの法治教育の実施の保障
  - (一) 組織と制度の保障
  - (二) 質の高い教師グループの建設
  - (三) 評価メカニズムを改善する
  - (四)教育と教学の資源の保障
  - (五) 経費の保障

(中国教育部・司法部「青少年法治教育大綱」(2016年)を賀延松が翻訳・作成。)

このように中国における社会系科目は、道徳と社会科が一体となった科目(「品徳と生活」、「品徳と社会」、「思想品徳」)が義務教育段階に一貫して設置されており、日本における中学校や高等学校に相当する段階において歴史や地理、政治などを並行して学ぶ教育課程になっている。

#### 4 公民系教科目の教育目標・教育内容

#### (1)目標

中国の公民系教科目の教育目標を、先行研究を参考にして整理すると下記のようになる。

- ①「品徳と生活」: 小学校における「品徳と生活」の大きなねらいは、児童に、より良い道徳性と生活習慣を身につけさせ、生活を希求するように導こうとするところにある。とくに、ここでは「感情と態度」、「行為と習慣」、「能力と知識」、「プロセスと方法」という四つの機能目標が示されている。(那:2015)
- ②「品徳と社会」:生徒の良好な道徳品性の形成と社会的発展を促進し、生徒が社会を認識し、社会に参加・適応して、思いやりと責任感があり、良好な行為習慣と個性的品性を有する社会主義のよき公民になるように基礎をつけること。(沈:2015)
- ③「思想品徳」:生徒が理想、道徳、教養、紀律意識のあるよき公民になる基礎をつけること(沈:2015)
- ④法治教育の基本目標:社会主義の中心的価値観を指針にして、法治に関する知識を普及させ、遵法の意識を養成して、青少年に個人の成長と社会生活に参加するために必要な法律の常識及び制度を身に付けさせ、行為に関する規則について明らかにさせ、遵法の精神を自覚させる。(沈:2017)

「青少年法治教育大綱」に示された法治教育の基本目標については、沈が、下記のように 翻訳し示している。

#### 「法治教育の基本目標]

社会主義の中心的価値観を指針にして、法治に関する知識を普及させ、遵法の意識を養成して、青少年に個人の成長と社会生活に参加するために必要な法律の常識及び制度を身に付

けさせ、行為に関する規則について明らかにさせ、遵法の精神を自覚させる。行為や習慣を 規範化し、法治の意識を育成して、青少年が法によって自身の行為を規範化し、是非を見分 け、法律の方法を用いて自身の権益を保護し、法的ルートを通じて国及び社会生活に参加す る意識と能力を高める。法治の理念を実行し、法治の信奉を樹立して、青少年が法治の実践 に参加するように導き、社会主義における法治の道の価値及び制度について認識・同意し、 青少年が社会主義の法治に対する忠実な崇拝者、自覚的な遵守者、堅固な防衛者となるよう にする<sup>3)</sup>。

以上のように、道徳性の育成を柱に小・中・高の社会系教科目が体系的に配置されている 点が中国の公民系教科の特質である。

また、近年、「労働」が正式にカリキュラムの中に位置づけられた。その目標は下記の通りである。

#### 表3 「労働」課程標準(2022年版)総目標の内容

- 1. 基本的な労働意識を形成し、正しい労働概念を確立する
- 2. 何かを計画するための基本的な思考力を育成し、必要な労働能力を形成する
- 3. 良い労働習慣を身につけ、基本的な労働の資質を鍛える
- 4. 積極的な労働意欲を培い、模範的な労働者・職人の精神を発揚する

(中華人民共和国教育部『義務教育労働課程標準』北京師範大学出版社、2022年、pp.6-7より史鵬宇が翻訳・作成。) この「労働」も、主権者育成の一端を担っていると言える。

#### (2) スタンダード

中国の公民系教科の内容を、先行研究をふまえて大まかにまとめると以下のようになる。

- ①「品徳と生活」の内容:「健康で安全な生活」、「快活で積極的な生活」、「責任感があり、愛のある生活」、「頭を動かし、創意ある生活」 (那:2015)
- ②「品徳と社会」の内容:「社会環境」、「社会活動」、「社会関係」という三つの方面から、「個人」、「家庭」、「学校」、「地域社会」、「祖国」、「世界」に関するモラルと社会的知識・技能を大きな項目として設定。(沈:2015)
- ③「思想品徳」の内容:心理、道徳、法律、国状の四領域。(沈:2015)
- ④「思想政治」の内容:「経済生活」「政治生活」「文化生活」「生活と哲学」の四科目。 (沈:2015)
- ⑤「道徳と法治」の基本内容:青少年の法治教育は、法律の常識、法治の理念、法治に関する原則、法治に関する制度を中心とし、青少年の心身の特徴及び発達の必要と関連させ、青少年と家庭、学校、社会、国家との関係と結合して、公民の基本的権利・義務、家庭との関係、社会活動、公共における生活、行政管理、司法制度、国家機関などの領域の主な法律・法規、及び我が国が署名・加入した重要な国際条約の主要な内容を段階ごとに、系統的に配置すべきである。異なるレベルと深度に応じて、自由、平等、公正、民主、法治などの理念や憲法・法律の内容を至上として、権利の保障、権力の制約、手続的正義などの法治の原則、立法、法の執行、司法及び権利の救済などの法律に関連した制度を、法律の常識に関する教育と結合させて、異なる教育段階の教育内容に全体的に配置して、段階を経るごとに内容を発展させるべきである。(沈:2017)

以上のように、中国の社会系教科では、子供の生活体験と関連づけながら、内容が体系的 に配置され、主権者育成を目指している。 「道徳と法治」については、やや詳しく内容を示すことにする。沈は、「青少年法治教育 大綱」に支援された小学校の内容を、下記のように日本語に翻訳している。

# 小学校低学年(1~2学年)

- 1. 国家の象徴および標章を知る。
- 2. 国家・国籍・公民の概念を初歩的に形成し、家族関係における法律認識の初歩を形成する。
- 3. 規則意識の初歩を形成し、規則の遵守、公正な競争、規則の公平の意義と必要を初歩的に理解する。
- 4. 法の前にすべての人が平等であるという理念を初歩的に形成する。
- 5. 消防安全に関する知識、基本的な交通規則を理解し、利用可能な公共サービスの電話を知る。
- 6. 自然を初歩的に理解し、動植物を大切にし、資源節約・環境保護のためにできる限り のことをする。

#### 小学校中高学年(3-6学年)

- 1. 憲法の法的地位と権威の初歩的な認識を形成する。人民代表大会制度を理解し、主要な国家機関、国家主権と領土を初歩的に分かり、国防の意義を認識し、民族団結の意識を強化する。
- 2. 公民の基本権利と義務を初歩的に理解し、重要な民法上の権利の概要を知り、法律が 未成年者を特別に保護していることを知る。権利行使の規則を初歩的に理解し、法によ る権益保護の意識を樹立し、権利があれば義務があるという理念を確立し、学校におけ るいじめ行為の認識と防衛の意識を形成する。
- 3. 規則の作成が一定の順序によるべきであることを知り、規則意識をさらに深め、公共 生活の規則を遵守する。契約と契約行使を初歩的に理解し、誠実に約束を履行すること や友好的であることの価値と意義を理解する。
- 4. 消費者権益保護・道路交通・環境保護・消防安全・禁止薬物・食品安全などに関する常用法律の基本規則を初歩的に理解する。
- 5. 未成年者が理解でき、よく見られる違法行為や犯罪行為及びその危害と負うべき法的 責任を初歩的に認識する。
- 6. 司法制度を初歩的に理解し、裁判所・検察庁・弁護士の機能と役割を理解する。
- 7. わが国が加入する重要な国際組織と国際条約を知る4)。

下記に、「道徳と法治」の全体構成を、教科書を手がかりに示す。

表 4 小・中学校における「道徳と法治」の全体構成

第一学年		
『道徳と法治第一学年上巻』	『道徳と法治第一学年下巻』	
第1章「私は小学生である」	第1章「私の良い生活習慣」	
第2章「学校の生活は楽しい」	第2章「私と大自然」	
第3章「家庭の中の個人安全と健康」	第3章「私は自分の家を愛している」	
第4章「天気は寒いが、温度がある」	第4章「仲間たちと一緒にいる」	

第二学年				
『道徳と法治第二学年上巻』	『道徳と法治第二学年下巻』			
第1章「私たちの休日」	第1章「私の生活の中の試み」			
第2章「私たちのクラス」	第2章「私たちの遊び」			
第3章「私たちは公共場所にいる」	第3章「小さな環境プロテクター」			
第4章「私たちが生活する故郷」	第4章「私の努力できる方法」			
第	三学年			
『道徳と法治第三学年上巻』	『道徳と法治第三学年下巻』			
第1章「幸福な学習」	第1章「私と仲間たち」			
第2章「私たちの学校」	第2章「私は家で育つ」			
第3章「私の成長のための安全意識」	第3章「私たちの公共生活」			
第4章「家はもっとも暖かいところ」	第4章「多様な交通と通信」			
第	四学年			
『道徳と法治第四学年上巻』	『道徳と法治第四学年下巻』			
第1章「クラスと共に成長する」	第1章「仲間との付き合い」			
第2章「親の責任の分担」	第2章「賢い消費者になろう」			
第3章「日常生活における様々な情報」	第3章「私たちの豊かな生活に必要なもの」			
第4章「環境に配慮した生活」	第4章「故郷の文化と発展」			
第五学年				
『道徳と法治第五学年上巻』	『道徳と法治第五学年下巻』			
第1章「成長の中の新たな問題に直面する」	第1章「私の家族」			
第2章「私たちはクラスの主人である」	第2章「良い公共生活は皆に頼る」			
第3章「私たちの祖国」	第3章「百年の夢追い、中華の復與」			
第4章「私たちの祖先と文化」				
第	六学年			
『道徳と法治第六学年上巻』	『道徳と法治第六学年下巻』			
第1章「法律は私たちの守護神」	第1章「自分を良くし、健康に成長する」			
第2章「私たちは公民である」	第2章「地球環境を愛するのは私たちの共同責任」			
第3章「我が国の国家機関」	第3章「多様な文明、多様な生活」			
第4章「法律は私たちの成長を守る」	第4章「世界を豊かにしよう」			
第七学年				
『道徳と法治第七学年上巻』	『道徳と法治第七学年下巻』			
第1章「成長のリズム」	第1章「青春時代を大切にしよう」			
第2章「友情を大切にしょう」	第2章「情緒と感情の主人になろう」			
第3章「両親、先生との関係を大事にしよう」	第3章「集団の中で成長しよう」			
第4章「生命を考えよう」	第4章「法治の世界に入ろう」			
第八学年				
『道徳と法治第八学年上巻』	『道徳と法治第八学年下巻』			
第1章「社会生活に入ろう」	第1章「憲法至上の原則を堅持する」			

第2章「社会規則を守ろう」	第2章「権利と義務の理解」		
第3章「社会の責任を担当しよう」	第3章「人民は国家の主人である」		
第4章「国家の利益を守ろう」	第4章「法治の精神を尊重しよう」		
第九	学年		
『道徳と法治第九学年上巻』	『道徳と法治第九学年下巻』		
第1章「富強とイノベーション」	第1章「私たちのコモン・ワールド」		
第2章「民主と法治」	第2章「世界の舞台での中国」		
第3章「文明と故郷」	第3章「将来に向かっている少年」		
第4章「調和と夢」			

(人民教育出版社版教科書(2018年)を賀延松が翻訳・作成。)

また、先に紹介した「労働」の全体構成は下記のようになっている。

# 表5 小・中学校における「労働」の全体構成

衣り 小・中子校における「万輿」の主体構成				
第一学年				
『労働第一学年上巻』	『労働第一学年下巻』			
項目1自分のことは自分でやる―自分で着替えたり服をた	項目1自己管理して生活する―勉強時間を計画している			
たんだりできる	項目2家事には勤労が必要―自分の服は自分で洗濯			
項目2自己管理(自立)の習慣を身につける―自分のランド	項目3集団労働に参加しましょう一教室の清掃、自分の力を			
セルは自分で整理	発揮する			
項目3主体的に簡単な家事をする―食事の前後のお手伝い	項目4折り紙活動が面白い—楽しい紙飛行機、仲間たちと一			
項目 4 資源を生かして素敵な暮らしを一私は水耕栽培の植	緒にいる」			
物を育つ				
第二学年				
『労働第二学年上巻』	『労働第二学年下巻』			
項目 1 自分の部屋を整然とした状態にする―自分の部屋自	項目1予算編成と計画―リトル・マネー・マネジャー			
分で整理	項目2道具を使って効率を高くする―私は掃除が得意			
項目 2 料理の労働が楽しい―私はちょっとした料理の達人	項目 3 ホスピタリティ労働は成長を促進する―ゲストをもて			
だ	なす			
項目3私が地域の環境を守る―ゴミの分別、実践が大事	項目4手で編む―美しいペンダントを編むことができる			
項目 4 集団労働のグループ分け―クラスプラントコーナー				
の共創				
第三学年				
『労働第三学年上巻』	『労働第三学年下巻』			
項目 1 倹約は優れた資質―服が壊れたら修理できる	項目1 生活自立、私ができる―自分で朝ご飯を作る			
項目 2 継承すべき伝統文化―扇子のデザインと制作	項目2手と頭を使って創新する―モーターの発明			
項目3一緒に企画しましょう―フリーマーケットを企画	項目3 みんなのために労働する―私は図書館司書			
項目 4 労働の成果を大切にする―パンに込められた労働	項目 4 努力と苦労―「小神農」農園」			
第四学年				

『労働第四学年上巻』	『労働第四学年下巻』
項目 1 労働がより良い生活を創る―フルーツ盛り合わせを	項目 1 労働の成果で祝福を伝える―小さなカード、大きな気
作る	持ち
項目 2 伝統工芸―「中国結び」を織る	項目2汗をかきながら働く―ベランダに小さな菜園をつくる
項目3工具使用の規範性―私は小さな金工	項目3集中して上質な物を作ろう―布袋を作る
項目4細部にまでこだわった良い習慣―キャンパス・サイン	項目4故郷を築くため参画する―小さなツアープランナー
をデザイン	

項目 4 職業に貴賤なし一三百六十行の職業	第五学年				
項目 2 伝統工芸の継承―伝統的な玩具を作る 項目 3 カラフルライフの創造―LED ライトの使い道が多い 項目 4 職業に貴賤なし―三百六十行の職業 第六学年(全一冊) 『労働第六学年』 項目 1 効率化のための創造的変革―作業ツールの改善 項目 2 物はその機能を十分に果たす方法が多い―電子廃棄物のリサイクル 項目 3 集団生活にはルールがある―クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成 項目 4 他人の身になって考えて真のサービス―コミュニティ・レクリエーション施設の設計 第七学年 『労働第七学年上巻』 『労働第七学年上巻』 『労働第七学年下巻』 項目 1 常生活にマネジメントが要る―手帳をデザインする 項目 2 終始一貫して最後に収穫―花の繁殖 引と製作 項目 3 環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計 項目 4 社会サービスに企画が要る―博物館展示会の開催 第八学年	『労働第五学年上巻』	『労働第五学年下巻』			
項目 3 カラフルライフの創造―LED ライトの使い道が多い 項目 4 職業に貴賤なし―三百六十行の職業  第六学年 (全一冊)  『労働第六学年』  項目 1 効率化のための創造的変革―作業ツールの改善 項目 2 物はその機能を十分に果たす方法が多い―電子廃棄物のリサイクル 項目 3 集団生活にはルールがある―クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成 項目 4 他人の身になって考えて真のサービス―コミュニティ・レクリエーション施設の設計 第七学年  『労働第七学年上巻』  『労働第七学年上巻』  『労働第七学年上巻』  項目 1 日常生活にマネジメントが要る―手帳をデザインする 項目 2 労働によってスマートリピングースマートホームの設計 計と製作 項目 3 環境保護と倹約の良い習慣―廃棄設ボール箱の再設計 項目 4 労働サービスを通じた調和―地域運営への参画  第八学年	項目1連携・協働の効率化―私はパン屋さん	項目1伝統の技に革新―凧作り			
項目 4 職業に貴賤なし一三百六十行の職業	項目2伝統工芸の継承―伝統的な玩具を作る	項目2集約農業で収穫量アップ―果樹栽培私ができる			
項目 4 リソースの最適化と効率の向上―シェアリングサービス 第六学年(全一冊) 『労働第六学年』 項目 1 効率化のための創造的変革―作業ツールの改善 項目 2 物はその機能を十分に果たす方法が多い一電子廃棄物のリサイクル 項目 3 集団生活にはルールがある―クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成 項目 4 他人の身になって考えて真のサービス―コミュニティ・レクリエーション施設の設計 第七学年 『労働第七学年上巻』  『労働第七学年下巻』 項目 1 日常生活にマネジメントが要る―手帳をデザインする 項目 2 労働によってスマートリビング―スマートホームの設計と製作 項目 3 環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計項目 4 労働サービスを通じた調和―地域運営への参画 第八学年	項目3カラフルライフの創造―LEDライトの使い道が多い	項目 3 環境保護を促進する革新的なデザイン―私は車両エン			
第六学年(全一冊)  『労働第六学年』  項目1効率化のための創造的変革―作業ツールの改善 項目2物はその機能を十分に果たす方法が多い一電子廃棄物のリサイクル 項目3集団生活にはルールがある―クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成 項目4他人の身になって考えて真のサービス―コミュニティ・レクリエ―ション施設の設計 第七学年  『労働第七学年上巻』  『労働第七学年上巻』  『労働第七学年下巻』  項目1日常生活にマネジメントが要る―手帳をデザインする 項目2労働によってスマートリビング―スマートホームの設計 計と製作 項目3環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計 項目4労働サービスを通じた調和―地域運営への参画  第八学年	項目 4 職業に貴賤なし―三百六十行の職業	ジニア			
第六学年(全一冊) 『労働第六学年』 項目 1 効率化のための創造的変革―作業ツールの改善 項目 2 物はその機能を十分に果たす方法が多い一電子廃棄物のリサイクル 項目 3 集団生活にはルールがある―クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成 項目 4 他人の身になって考えて真のサービス―コミュニティ・レクリエーション施設の設計 第七学年 『労働第七学年上巻』  『労働第七学年下巻』 項目 1 日常生活にマネジメントが要る―手帳をデザインする 項目 2 労働によってスマートリビング―スマートホームの設 計と製作 項目 3 環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計 項目 4 社会サービスに企画が要る―博物館展示会の開催 項目 4 労働サービスを通じた調和―地域運営への参画		項目 4 リソースの最適化と効率の向上―シェアリングサービ			
『労働第六学年』 項目 1 効率化のための創造的変革―作業ツールの改善 項目 2 物はその機能を十分に果たす方法が多い―電子廃棄物のリサイクル 項目 3 集団生活にはルールがある―クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成 項目 4 他人の身になって考えて真のサービス―コミュニティ・レクリエーション施設の設計 第七学年 『労働第七学年上巻』  『労働第七学年下巻』 項目 1 日常生活にマネジメントが要る―手帳をデザインする 項目 2 労働によってスマートリビング―スマートホームの設 計と製作 項目 3 環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計 項目 4 労働サービスを通じた調和―地域運営への参画 第八学年 第八学年		ス			
項目 1 効率化のための創造的変革—作業ツールの改善項目 2 物はその機能を十分に果たす方法が多い—電子廃棄物のリサイクル項目 3 集団生活にはルールがある—クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成項目 4 他人の身になって考えて真のサービス—コミュニティ・レクリエーション施設の設計第七学年  「労働第七学年上巻」 「労働第七学年上巻」 「労働第七学年上巻」 「労働第七学年下巻」 「労働第七学年下巻」 「労働第七学年下巻」 「労働第七学年下巻」 「労働第七学年下巻」 「労働第七学年下巻」 「対して、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おい	第六学年	(全一冊)			
項目 2 物はその機能を十分に果たす方法が多い一電子廃棄物のリサイクル 項目 3 集団生活にはルールがある一クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成 項目 4 他人の身になって考えて真のサービス一コミュニティ・レクリエーション施設の設計 第七学年  『労働第七学年上巻』 『労働第七学年上巻』 『労働第七学年下巻』 項目 1 日常生活にマネジメントが要る一手帳をデザインする 項目 2 労働によってスマートリビングースマートホームの設 計と製作 項目 3 環境保護と倹約の良い習慣一廃棄段ボール箱の再設計 項目 4 労働サービスを通じた調和一地域運営への参画  第八学年	『労働第六学年』				
項目3集団生活にはルールがある一クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成 項目4他人の身になって考えて真のサービス一コミュニティ・レクリエーション施設の設計 第七学年  『労働第七学年上巻』  項目1日常生活にマネジメントが要る一手帳をデザインする 項目2労働によってスマートリビングースマートホームの設 計と製作 項目3環境保護と倹約の良い習慣一廃棄段ボール箱の再設計 項目4労働サービスを通じた調和一地域運営への参画  第八学年	項目 1 効率化のための創造的変革―作業ツールの改善				
項目 4 他人の身になって考えて真のサービス一コミュニティ・レクリエーション施設の設計 第七学年  『労働第七学年上巻』 『労働第七学年上巻』 『労働第七学年下巻』 項目 1 日常生活にマネジメントが要る一手帳をデザインする 項目 2 労働によってスマートリビングースマートホームの設 計と製作 項目 3 環境保護と倹約の良い習慣一廃棄段ボール箱の再設計 項目 4 労働サービスを通じた調和一地域運営への参画  第八学年	項目2物はその機能を十分に果たす方法が多い―電子廃棄物のリサイクル				
第七学年  『労働第七学年上巻』 『労働第七学年下巻』 項目1日常生活にマネジメントが要る一手帳をデザインする 項目2労働によってスマートリビングースマートホームの設 計と製作 項目3環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計 項目4労働サービスを通じた調和―地域運営への参画 第八学年	項目 3 集団生活にはルールがある―クリエイティブ・クラスルールを作ることと合意形成				
『労働第七学年上巻』 『労働第七学年下巻』 項目1日常生活にマネジメントが要る一手帳をデザインする 項目2労働によってスマートリビングースマートホームの設 計と製作 項目3環境保護と倹約の良い習慣一廃棄段ボール箱の再設計 項目4労働サービスを通じた調和一地域運営への参画 『労働第七学年下巻』 項目1食文化の継承が必要一伝統的なお菓子の作り方を学ぶ 項目2終始一貫して最後に収穫一花の繁殖 項目3美しい住まい「匠心」を持ち一丸太小屋づくり 項目3環境保護と倹約の良い習慣一廃棄段ボール箱の再設計 項目4社会サービスに企画が要る一博物館展示会の開催 第八学年	項目4他人の身になって考えて真のサービス―コミュニティ・レクリエーション施設の設計				
項目1日常生活にマネジメントが要る一手帳をデザインする 項目2労働によってスマートリビングースマートホームの設 計と製作 項目3環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計 項目4労働サービスを通じた調和―地域運営への参画 第八学年	第七学年				
項目 2 労働によってスマートリビングースマートホームの設 計と製作 項目 3 環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計 項目 4 労働サービスを通じた調和―地域運営への参画 第八学年	『労働第七学年上巻』	『労働第七学年下巻』			
計と製作 項目3環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計 項目4労働サービスを通じた調和―地域運営への参画 第八学年	項目1日常生活にマネジメントが要る―手帳をデザインする	項目1食文化の継承が必要―伝統的なお菓子の作り方を学ぶ			
項目3環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計 項目4労働サービスを通じた調和―地域運営への参画 第八学年	項目2労働によってスマートリビング―スマートホームの設	項目2終始一貫して最後に収穫―花の繁殖			
項目 4 労働サービスを通じた調和―地域運営への参画 第八学年	計と製作	項目3美しい住まい「匠心」を持ち―丸太小屋づくり			
第八学年	項目3環境保護と倹約の良い習慣―廃棄段ボール箱の再設計	項目4社会サービスに企画が要る―博物館展示会の開催			
	項目 4 労働サービスを通じた調和―地域運営への参画				
『労働筆八学年上巻』	第八学年				
비가 평가 가 가 구 그 건강	『労働第八学年上巻』	『労働第八学年下巻』			
項目1 クオリティ・オブ・ライフ―果物・野菜のカービング 項目1家事労働が楽しい―今日は私が当番	項目 1 クオリティ・オブ・ライフ―果物・野菜のカービング	項目1家事労働が楽しい―今日は私が当番			
項目2品質を保証しならさらに良いものを求める―木製の小 項目2 伝統を守り、勤勉に-地元の農業生産を体験	項目2品質を保証しならさらに良いものを求める―木製の小	項目2 伝統を守り、勤勉に一地元の農業生産を体験			
物づくり 項目3 安全な生活と労働での創造―インテリジェントアラー	物づくり	項目3 安全な生活と労働での創造―インテリジェントアラー			
項目3クリエイティブな生活労働―金属製の「キッチンヘル ム	項目3クリエイティブな生活労働―金属製の「キッチンヘル	<u>ل</u>			
パー」(助手) 項目 4 「天生我材必有用」(私は役に立つために生まれてき	パー」(助手)	項目 4 「天生我材必有用」(私は役に立つために生まれてき			
項目 4 サービス活動は価値がある―現代物流を探究する た)―私のキャリアの理想	項目 4 サービス活動は価値がある―現代物流を探究する	た) ―私のキャリアの理想			
第九学年(全一冊)					

『労働第九学年』

項目1スキルによるスマートクリエーション―バイオニックデザイン (バイオニックス)

項目2集団文化をともに広まる-マスコットのデザインと制作

項目3故郷の建築を参画する一町の文化・スポーツセンターをデザインする

項目 4 統合的な企画、良い結果を望む―卒業活動の設計

(浙江教育出版版(2022年)より、史鵬宇が翻訳・作成)

# (3) 評価

教育部が義務教育の質評価の手引きを公表し、多様な評価方法を組み合わせた多元的評価 を推進。(文部科学省: 2021)

#### (4) その他

法教育とはいえ、社会規範を遵守する道徳教育の側面が強いことが特徴である。(宮本: 2017)

# 5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

2005年から実施されている「総合実践活動」は、探究や制作などの方法によって、子どもの総合的な素質を養おうとしている(桑原・周:2020)。

## 6特記事項(子ども・若者のために展開されている政治的・社会的制度や取り組みなど)

「社会性と情動の学習」を利用した学力及び発達に関する研究が推進されている(文部科学省:2022)。

#### 7 日本への示唆(提案)

公民系教科が道徳と一体となっていることが中国の特徴である。近年はそれに法教育が統合され、道徳性育成を核として遵法意識を身に付けた公民の育成が目指されている。また、「労働」においては、活動的・体験的な学習を通して、社会主義の社会を支える一員の育成が目指されている。我が国の社会系・公民系の教科においては、態度形成を直接的に行うのではなく、教えるべき知識を限定し、形成される認識を方向付けることで態度形成がなされている。それに対して、社会系教科と道徳が統合されていながらも、態度形成をより直接的に行なおうとするのが中国の社会系教科の特質である。教科書等においては、望ましい態度が明確に示され、そのような態度を身に付けることがより直接的な表現で求められている。

日本においても、公民科に「現代社会」を廃止して新設された「公共」では、従来の公民系教科に比べて、公共圏での態度や行動をより直接的に育成しようとしている。「公共」は、今後、中国の公民系教科のような態度や生き方により直接的に関わるものになっていくのか、従来の日本の社会系教科のように、事実認識を通して態度や生き方を形成するという原理を継承していくのか注視する必要がある。

# 註

- 1) 文部科学省ホームページより引用「中国の学校系統図」(https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/attach/1374966.htm)最終閲覧: 2022 年 2 月 21 日。
- 2) 沈暁敏「中国における公民教育課程の変容と現状」全国社会科教育学会『社会科教育論叢』

第49周、2015年、p.65.

- 3) 沈暁敏「中国における社会科教育の動向—小学校における「品徳と社会」から「道徳と法治」への変容を中心に—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』№131、2017年、p.96.
- 4) 同上、p.97.
- 5) 同上、p.97.

## 参考文献

- ・毛里和子『現代中国政治[第3班] —グローバル・パワーの肖像』名古屋大学出版会、2012 年
- ・大林圭吾・白水隆『世界の選挙制度』三省堂、2018年.
- ・藤原文雄『世界の学校と教職員の働き方 米・英・仏・独・中・韓との比較から考える日本の教職員の働き方改革』学事出版株式会社、2018年.
- ・二宮皓『新版 世界の学校 教育制度から日常の学校風景まで』学事出版株式会社、2018年.
- ・沈暁敏「中国における公民教育課程の変容と現状」全国社会科教育学会『社会科教育論叢』 第 49 周、2015 年、pp.65-72.
- ・沈暁敏「中国における社会科教育の動向—小学校における「品徳と社会」から「道徳と法治」への変容を中心に—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』№131、2017 年、pp.87-99.
- ・沈暁敏「中国の道徳・社会科の再編成における「公民意識」「公共意識」の形成—「品徳と社会」教科書(上海)を中心に—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第45巻、2005年、pp.257-266.
- ・那楽「中国の小学校低学年における道徳教育の変容—「思想品徳」から「品徳と生活」への 転換に着目して—」日本道徳教育学会『道徳と教育』333 巻、2015 年、pp.17-30.
- ・宮本慧「中国における学校の法教育—「道徳と法治」教科書に着目して—」日本社会科教育 学会『社会科教育研究』№137、2019 年、pp.129-139.
- ・桑原敏典・周星星「日中の国際理解教育の動向とその特質に関する国際比較研究— 日本の『総合的な学習の時間』と中国の『総合実践活動』の比較・考察を通して —」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』175巻、2020年、pp.13-26.
- ・文部科学省『教育調査第 160 集 諸外国の教育動向 2021 年度版』明石書店、2022 年.
- ・文部科学省『教育調査第159集 諸外国の教育動向2020年度版』明石書店、2021年.

桑原敏典(岡山大学)

史鵬宇(岡山大学大学院) 賀延松(岡山大学大学院)